

軽自動車税が変わります



平成26年度地方税法の一部改正により、平成27年度から軽自動車税の税率が次のとおり引き上げられます。

●原動機付自転車および二輪車など

車種区分		税率	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付 自転車	50cc以下	1,200円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,400円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,900円	2,400円
	ミニカー	3,000円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,800円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,800円	6,000円
小型特殊 自動車	農耕用作業車	1,900円	2,400円（予定）
	その他（フォークリフトなど）	5,600円	5,900円（予定）

●三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分			現行税率	新税率	重課税率	
			平成27年3月31日 以前の登録車両 ①	平成27年4月1日 以降の登録車両 ②	最初の新規検査から 13年を経過した車両 ③	
軽自動車	三輪		3,700円	3,900円	4,600円	
	四輪	乗用	営業用	6,600円	6,900円	8,200円
			自家用	8,600円	10,800円	12,900円
	四輪	貨物	営業用	3,600円	3,800円	4,500円
			自家用	4,800円	5,000円	6,000円

①平成27年3月31日までに最初の新規検査をした軽自動車（自動車検査証の初度検査年月が平成27年3月以前）については、現在の税率から変更はありません。ただし、13年を経過した車両については、平成28年度課税分から③に該当する場合があります。

②平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける軽自動車から、新税率が適用されます。
 ※平成27年4月1日に新規検査を受けた車両は、平成27年度課税分から適用。
 ※平成27年4月2日以降に新規検査を受けた車両は、平成28年度課税分から適用。

③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車は、平成28年度から重課税率が導入されます。

最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」でご確認ください。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当 ☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.tokushima.jp